

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	出席停止	出席停止	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	出席停止	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

◎発症した日を0日目として考え、後5日を経過し、かつ解熱した日を0日目として考え、後2日を経過するまでの両方を満たす期間。(登校することができません。)

◎熱が早く下がっても、最低6日間は出席停止扱いとなります。解熱した日によって出席停止期間が延長していきます。(上の早見表参照)

◎37.4℃以下に解熱した日を解熱0日目と考え、解熱後2日間37.4℃以下の体温が続けば解熱後3日目より登校可能です。

◎処方された薬によっては解熱が早いため、登校したくなりますが、出席の停止が定められている期間とは、"病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間"です。登校した場合、学校での感染拡大が懸念されます。早見表を参考にし、必ず出席停止基準を守ってください。

平成 年 月 日

東京学館高等学校 学校長殿

保護者氏名 _____ 押印

インフルエンザによる出席停止措置の中止願い

年 組 番 生徒氏名: _____

以下のとおり、症状出現日を0日と考え、その後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いします。抗インフルエンザ薬の処方がある書類のコピー（お薬手帳、薬の説明書、領収書）を添付し提出します。

体温測定月日時	測定時間：体温	測定時間：体温
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

症状出現日 : 月 日

診 断 日 : 月 日

- *抗インフルエンザ薬の処方がある書類のコピー（お薬手帳、薬の説明書、領収書）を添付してください。
- *お薬の作用により熱が早く下がっていても、最低6日間は出席停止扱いとなります。
- *処方された薬によっては解熱が早い場合、登校したくなりますが、出席停止期間とは“病原体を多量に排泄しており、感染させやすい期間”です。感染拡大が懸念されます。必ず出席停止基準を守ってください。
- *発症した日を0日目として考え、後5日を経過し、かつ解熱した日を0日目として考え、後2日を経過するまでの両方を満たす期間は登校することができません。解熱した日によって出席停止期間が延長します。
- *37.4℃以下に解熱した日を解熱0日目と考え、解熱後2日間37.4℃以下の体温が続けば解熱後3日目より登校可能です。